

社会福祉法人秋葉会役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人秋葉会(以下「法人」という。)定款第八条および第二一条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の種類及び額)

第2条 報酬の種類は、役員報酬、評議員報酬および評議員選任委員報酬とする。

2 理事長および常務理事の役員報酬は月次報酬とし、報酬額は別表1より評議員会で承認を得て支給する。但し、職員を兼務する役員には支給しない。

3 非常勤の役員および評議員報酬額は、評議員会で承認を得られた別表2の額とする。

4 非常勤の評議員選任解任委員の報酬額は、評議員会で承認を得られた別表3の額とする。

(報酬の支給)

第3条 月次報酬の支給方法及び支給日は、職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。

2 非常勤の役員報酬および評議員報酬は、毎年度定時評議員会后30日以内に支給し、年度途中で退職した際の返還は行わない。後任の役員および評議員には、評議員会での承認後30日以内に支給する。

3 非常勤の評議員選任解任委員報酬は、会議等毎に支給する。

(退任慰労)

第4条 理事、監事、評議員および評議員選任解任委員が退任した際は、花束(1万円相当)および商品券(3万円相当)を授与する。(職員を兼務する役員を除く)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

〃 平成29年4月1日一部改正

〃 令和02年7月1日一部改正

〃 令和05年7月1日一部改正

別表 1

役 職	月次報酬の額
理 事 長	500,000円
常務理事	300,000円

別表 2

非常勤報酬（年）	30,000円
----------	---------

別表 3

非常勤報酬（日当）	10,000円
-----------	---------